

【別紙】

服務指導のハンドブック「信頼される教職員・学校を目指して（R5.6改訂版）」  
における改訂箇所

該当ページ	改訂箇所（※ <u>    </u> は、追加， <u>~~~~</u> は、削除）
P 2	(追加) ・ <u>「仮眠をとれば大丈夫，翌日になれば大丈夫」ではありません。</u> (追加) ・ <u>時間や心にゆとりをもった行動を心掛けていますか。</u>
P 3	(追加) ・ <u>学校教育には，子供の発達や教育的ニーズを踏まえつつ，一人一人の可能性を最大限伸ばしていく教育が求められています。（生徒指導提要「まえがき」から）</u> (追加) ・ <u>たとえ身体的な侵害や，肉体的苦痛を与える行為でなくても，いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは，児童生徒のストレスや不安感を高め，自信や意欲を喪失させるなど，児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。（生徒指導提要「P105」から）</u> (削除) ・ <u>授業時間は，子どもにとって唯一の時間，再び繰り返すことのできない時間</u> <u>教師というものは，最高の自分であるために，研究しつづけていなければならない</u> <u>「教えるということ」から 大村はま著 共文社</u>
P 4	(追加) ・ <u>児童生徒とSNS等を利用した私的なやりとりを行っていますか。</u> (追加) ・ <u>児童生徒への性暴力を含むわいせつ行為は，児童生徒の心身の健全な発達に関する重大な問題であり，様々なハラスメントを含め，重大な信用失墜行為であることを認識した行動をしていますか。</u>
P 5	(削除) ・ <u>過度の飲酒は，翌日の酒気帯び運転等につながる危険性があることを認識した行動になっていますか。</u>
P 2～P 5	(追加) ・ 各ページの下に <u>「関係資料の明記」</u> 及び <u>「二次元コードの掲載」</u>
P 6	(追加) ・ <b>【免職等とする行為】</b> 1 <u>(14) パワー・ハラスメント</u> (追加) ・ <b>【免職等とする行為】</b> 1 <u>(16) 不適切な指導，言動</u> (追加) ・ <b>【免職等とする行為】</b> 2 <u>(1) 児童生徒に対するわいせつ行為等</u>